

中世前期に於ける西国・東国間の文化交流とその前提

新城, 常三
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178524>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 11, pp.41-64, 1966-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



中世前期に於ける

西国・東国間の文化交流とその前提

新 城 常 三

最初に御ことわりしたきことは、標題中の西国・東国の地域的概念に就てである。石井良助氏に詳しい考証があるが（大化改新と鎌倉幕府の成立）、一般には、日本を二分し、畿内を含めたそれ以西を西国、畿内以東を東国という場合が多い様である。本稿では京都・奈良周辺を中心とする畿内を中間地帯として別に設け、その以東の中部・関東・奥羽地方等を東国、畿内を除く以西則ち中国・四国・九州等を西国として便宜的に使用したい。但し四国に就ては殆んど触るゝものなく、とくに九州を中心として考察したい。更に、論述の重心を文化交流の前提におき、文化交流の実態に就ては一応、広汎に触るゝものゝ、その研究の完成は将来を俟たねばならない。

一

古代律令制度下に於ては、奈良・京都が行政上の中枢地である為、自らそれは交通上の唯一的な円心となつた。諸国国衙からの官吏・官使・通信使、調庸その他交易物資などの国家貢納物及びその運送の衝に当る農民の全てが奈良ついで京都に求心的に集中した。

中世前期に於ける西国・東国間の文化交流とその前提（新城）

律令制度の衰頹・荘園の発展に伴い、交通・輸送界の主導性は漸次、荘園年貢とその運搬者并に荘官等によつて奪取さるゝに至つた。

そのピークをなすのは古代末であるが、中世に於ても尚、鎌倉末・南北朝期の商品流通の発展までは、基調に於て大きな変化はなかつた。

荘園の大半は、いわゆる権門勢家・大社寺等を荘園領主化することにより成立するが、これら荘園領主と荘園との間には、一定年貢の収取関係が生れる。しかも両者間には遠近を問わず空間的距離が介在するから、年貢収取は、必然的に、輸送現象となつて表現される。しかるに荘園領主の十中八・九は京都・奈良及びその周辺に集住する結果、荘園制下の交通・輸送は律令制下とその傾向を殆んど等しくし、全国と中央間に単一、集中的に展開されるにすぎない。しかも少なくとも古代末迄、わが国の交通・輸送界は、荘園并に減退過程の国衙領に關聯する人と物とを以て埋められ、それ以外の交通は殆んど言うに足りない。

かゝる段階に於ては、京都・奈良などを中核とする畿内地方という厚い壁を突き通し、その両側の西国・東国間の關係は極めて稀薄で、両者の経済的、文化的交流が頗る低調であることは推察に難くない。極言すれば、西国と東国とは、それぞれ孤立した無縁の二つの世界の対立であつたといえるであらう。

しかし乍ら荘園領主の存在地域は、必らずしも畿内に限定されず、畿外の西国・東国にも若干見出される。従つて東国の荘園領主が西国に荘園を領し、反対に西国荘園領主が東国に所領を有するならば、この關係を介して西国・東国間にある程度、恒常的な交通・經濟關係が成立する筈である。

京都・奈良から隔つた荘園領主にして最大のものは伊勢神宮であるが、同宮領御厨・御園は鎌倉時代の初め、二百数十所を数えうる（建久以来雑々書）。しかしその大部分が伊勢ついで東海地方に集中し、西国地方にはわずかに五指を屈するにすぎない。こゝに伊勢神宮と西国間の荘園制的交通の稀薄性は否定し得ない。

この伊勢神宮を除外しては、畿外にはもはや大莊園領主は存在せず、せいぜい中小莊園領主を挙げうるにすぎないがその大半が神社である。東国では常陸鹿島社、下総香取社、尾張熱田宮、西国では出雲大社、安芸嚴島社、筑前宗像社、太宰府天満宮、豊前宇佐宮、肥後阿蘇社などがその代表的なものである。これらの社領数、総面積共に、中央権門に比して格段に劣り、しかもその大半が神社の周辺近傍に集中し、遠隔所領は見当らない。

例えば尾張熱田宮では、文和三年（一三五四）四月廿三日の神領注文によれば、当時同宮領は、定田畠三百二十九町、年貢高千二百九十一貫で、社領二十五ヶ所を数えるが、その悉くが尾張一国内に限られている。（愛知県史）

更に出雲社領も同様である。平安末ないし鎌倉初頭までに出雲出雲郡の遙助・鳥屋・武志・稲岡・大田・出西及び・富の七ヶ郷が成立し、その後、康元元年（一二五六）頃までに、求院村・北島村・千家村の三ヶ村が社領となった。（西岡虎之助氏「莊園史の研究」下ノ一所収、古代における神社の莊園）この間前後十二ヶ郷の社領を数えるが、何れも本社鎮坐する出雲郡の外にすることはなかった。九州では、宗像社の社領二十数ヶ所を算するが、これ亦その大半が近傍にかたまっている。これらに比すれば、筑前太宰府天満宮領や、豊前宇佐宮領などは、やゝ広汎に互るものゝ、それでも九州外に跨ることはなく、近傍に於る集中的傾向は変らない。天満宮領は南北朝の頃、所領百五十ヶ所が全て九州内に存在し、しかもその三分の二が筑前・筑後・肥前の近接三ヶ国に集中する。（安樂寺文書九）更に肥後阿蘇社もその大半が肥後の、しかも本社に比較的近接した地域に集中し、肥後以外は、豊後に三ヶ所、豊前に一ヶ所、筑前に二ヶ所程度を数えるにすぎない。（註）

以上の諸例に共通する如く、地方神社の信仰圏は、一般に狹隘な結果、その社領も概ね、その近傍に集中する傾向が極端に濃厚である。まして西国神社の所領はるかに畿内を超えて、東国に及ぶこともなければ、その反対現象もまた殆んど絶無に等しい。

要するに、莊園制下に於ては、人も物も凡て京都・奈良周辺の中央部に一元的に集中し、それ以外の交通現象は、

殆んど言うに足りず、従つて畿内によつて隔てられた東国・西国間の直接的な交通・交流関係は極めて稀薄であつたと解される。それ故に畿内の厚い壁を突き破り、西国・東国の二つの世界を直接結合させるには、それを可能ならしむる新たな源動力の出現か、或は荘園制の解体を必要とするであらう。ここに新たな源動力として従来の交通形態を變革せしめたものは、源氏による東国政權の成立である。

京都の古代政權に対立して出現した武家政權が、京都を遙かに隔つた東国鎌倉に樹立されたことは、非常に重要な交通的意義があつて、こゝに鎌倉は京都と並んで行政上・交通上の新たな中心となり、二元的な交通圏が形成されるのである。

従来の荘園制的并に国家的交通は、依然京都を軸とし、新興武家社会の交通は、東国鎌倉を円心として廻転し、こゝに必然的に西国・東国間の関係・交通が、徐々に發展するようになるのである。

もしも源氏の幕府が、京都に設置されたなら、従来の一元的交通は継続し、従つて西国・東国間の交流にも、大きな刺激を与えなかつたであらう。この意味に於て、幕府の東国成立の意義は高く評価されねばならない。

（註）宗像社領については、小島鉦作氏の、天満宮領並に阿蘇社領の分布については、恵良宏君の示教による。

二

幕府は、東国のみならず西国にも守護を設置すると共に、京都に六波羅探題、鎮西に鎮西奉行、後に鎮西探題を設けた。こゝにまづこれら地方行政機関と幕府との不断の通信・交流・連絡などに基づく、東・西両国間の交通が恒常的な現象化されるに至つた。

しかし乍ら、東国・西国間の経済的・文化的交流は、かゝる幕府の公的關係者と共に、より基底的な面からも強く促進された。こゝに東国武士の西国所職・所領の獲得と、彼等の西遷を重視せねばならない。

頼朝は、全国制覇を目ざして守護・地頭を設置したが、從來、源氏と縁故の稀薄な西国には、幕府の基盤をなす東国武士をこれに任じて西国統禦を図った。こうして創幕以来、東国武士の地頭職その他の西国所職、所領の給与が徐々に行われたが、それが画期的に拡大されたのは承久の褒の論功行賞である。乱後、幕府に没収された京方所領は三千余ヶ所に上るといわれるが、恐らくその没官領の殆んど全てに地頭が補任されたであろう。

そのうち百余所に就ては、田中稔氏がこれを具体的に跡付けている（承久京方武士の一考察、史学雑誌六五ノ四）。西国関係では畿内十九人・二十四ヶ所、それ以西が廿六人・廿八ヶ所に上る。この前後にも内乱、蒙古襲来等、時ある毎に東国御家人に西国の地頭職等が宛行われ、その数は逐次増加した。

その例は繁瑣に耐えない程であるが、その内中国地方の若干を揭示する。相模早河荘を本貫とする山内首藤氏の備後地毗庄（山内首藤文書）、下野御家人小山氏の備中皆部郷地頭職（小山文書）、駿河入江荘吉河邑吉川氏の播磨福井荘地頭職并に安芸山県郡大朝本庄地頭職（吉川文書）の外また伊賀氏も永仁二年伊賀頼泰の讓状によれば（飯野八幡文書）、信濃・武蔵・常陸・陸奥などの外遠く備前長田荘及び筑紫なからの内の郡司職を有している。更に信濃の市河氏は、幕末に、備前いや重松月成条を領していた（市河文書三）。

北条氏もまた中国に多くの所職・所領を有するが、北条氏につぐ権勢家足利氏も本貫下野足利荘の外、幕末所領総数三十五ヶ所に及び、その中には、丹波・丹後・美作などの中国地方も含まれる（倉持文書）。

更に九州に移ればその数は更に多い。瀬野精一郎氏は鎌倉全代を通じ東国御家人にして九州に、所領、所職をもつもの七十余人を挙げている（「鎮西における東国御家人」日本歴史一六七・一六八）。

東国御家人のかゝる西国所領の支配形式として、瀬野氏はこれを 1 惣領移住による支配 2 庶子配分支配 3 代官支配の三者に分類しているが（前掲論文）、これら三者の支配形式は、そのまゝ東国との関係を次の如く三様に規定している。

1 惣領が東国の本貫を棄て、移住した場合、この例として、芸備二国に就て河合正治氏は十五家を挙げているが、（史学研究記念論叢所収「東国武士団の西遷とその成長」）鎮西はもとよりこれより多い。鎌倉初頭、鎮西に下向したものは武藤氏のみであるが、その後、逐次増加した。この際、東国の旧領を庶子等に配分し去つた場合は、東国との間に年貢輸送又はそれに附随する人の交通現象には、殆んど観るべきものなく、彼等の東国への交通は主として封建的勤務や訴訟などを要因として発生する。

しかし乍ら、惣領が東国の所領を依然保持し続けるなら、そこから一定の年貢・公事などの輸送関係が生ずるであろう。薩摩島津氏にこの例が認められる。島津氏は本貫を薩摩に移したが、なお東国には信濃水内郡太田庄神代郷その他を有している。嘉元三年（一二〇五）薄葉景光を同所の代官職に任じたが、その請文によれば、次の如き諸々のものがはるばる薩摩嶋津氏の許に年々送付されていたのである。すなわち年貢四百十貫文の外、御馬褌四帖・節季塩引鮭九尺・筋子十二・差繩十房等（島津家文書五二七）で、このうち鮭は信濃河からとれたものであろう。

2 次に惣領が本貫を離れず、庶子一族をして支配せしめるもので、九州では一応、大友氏を以て代表させることができる。かゝる所領・所職は、事実上、庶子の分領として給与したものと考えられるので、東国本貫との間に、年貢輸送等の経済的関係は生れ難く、単に、惣庶関係に基づく人的交流が稀に存在するにすぎぬであらう。しかし庶家の独立性の上昇に伴い本貫との関係は、次第に稀薄化し、遂には絶縁状態になるのが自然である。

3 惣領・庶家共に移住せぬ場合は代官を遣わして支配せしむる。この代官支配の採られる一例として、ここに松尾社領丹波雀部荘を挙げる。本荘の地頭職は、初め梶原景時が有していたが、彼の没落後、駿河の御家人飯田清重がこれを襲つた。この地頭職の内容は、給田二町・名田八町計十町であり、これを代官をして支配せしめた。その理由として遼、遠たるにより、少しの所、下人一人を差遣わす云々と述べているのが注目される。則ち下人＝代官支配の採用は、所領の遠隔性と狭少性との二つの理由によつたのである。爾後四十年間に三人の代官が相次いで同荘の支配に当

つていた。飯田清重以前の梶原景時が、同じく代官方式を採用したことは、疑を容れない（松尾月詠社文書）。一般にも東国武士の代官支配には遠隔性と共に、この狭少性が、無視されぬであろう。

瀬野氏が東国御家人の鎮西所領の支配方式の三分類に於て、一般的には広大な所領給与を受けたものが庶子に配分し、狭少な所領の場合は、代官支配方式を行なったと述べている。（前掲論文）少なくとも後者に就ては、丹波雀部荘の例と相俟つて、一般的傾向としてうなずけよう。

かくの如き代官支配の場合、そこには当然惣領にとり、得分の収取が最重要関心事でなければならず、これを抜きにして東国御家人が、遠隔地に所領・所職を有することは全く無意味である。従つて、この代官支配では、庶子支配の場合と異なり、これら所領・所職より年貢その他の貢納物の本貫への輸送が、連年恒常的に反覆され、それに随伴して人の往還もまた行われたに相違ない。先の松尾社領丹波雀部荘の飯田清重の有する給田二町・名田八町合せて十町の収益から代官給分その他の現地必要経費を除いた大半の得分、恐らく米数十石分が、飯田氏の許に年々届けられ、年貢運搬人の外、通信・連絡等の人々の往還が繰返されたであろう。

丹波以西の中国・四国・九州の東国御家人の有する代官支配方式をとる所領と東国本貫との間に、全様な交通・輸送関係が不断に存在しつゝあつた筈である。それは薩摩に移住した島津氏が信濃太田荘神代郷を代官支配せしめ、貨幣四百十貫の外雑多の公事を輸送せしめたのと逆コースながら、全様な関係である。

こゝに鎌倉時代に入り、東国御家人の西国所職・所領等の拝領を通じて、東国・西国間に物的・人的交流が恒常的に展開されるに至つたのである。東国御家人の西国所領支配は当初は庶子支配ないし代官支配を通態となし、一族を挙げての移住は稀であつた。しかし時代の経過と共にかゝる傾向が高まり、とくに九州に於ては、文永・弘安の役を契機として、幕府が鎮西警備の強化を図り、西国に所領を持つ御家人の西国移住を強力に推進するに至つて、多数の東国御家人の西国移住が実現した。そして彼等は新たな西国の新天地に根を下し領主制を築きつゝあつた。こゝに於い

中世前期に於ける西国・東国間の文化交流とその前提（新城）

て東国所領との関係はしだいに薄れ、それと共に東国との諸関係は漸次減退するに至つたものと解される。

（註）本文書の利用は郡山良光氏の示教による

三

以上六波羅探題・鎮西奉行・鎮西探題の設置、全国守護の配置、東国御家人の西国所領・所職の給与等は、必然的に東国・西国間のまろ／＼の交通を促した。これらは主に東国を動因とする両者の交流であるが、しかし乍ら、むしろ西国側を動因とする東国・西国間の交通こそより優勢であつたものと推測される。それは鎌倉幕府が、全国御家人を統轄する武家政権としての政治的性格に基づいて東国のみならず、西国の武士・農民を吸引し、東国への交通を促したからに外ならない。その要因として若干が掲げられるが、先づ公的には、御家人と幕府との封建的主従関係に基づく幾多の勤務があつた。交通關聯の封建的勤務の最大なものは大番役であるが、西国御家人の負担は京都大番役のみで鎌倉大番役は免れたから、これによる鎌倉参向はなかつたが、その他の関東御公事の賦課により、そこに何らかの交通が展開されたことは否定されない。（島津家文書五五〇）

更に東国御家人と西国御家人との間には幕府の処遇、幕府への勤仕に於て幾多の相異が見出されるが、御家人身分の承認ないし安堵はその一つである。すなわち東国御家人は將軍に見参して御家人たるの関東下文を賜り、所職の安堵を受けることが義務づけられ、代毎に鎌倉へ赴いた。これに対して、西国御家人は、制度上必ずしも関東下文を要しなかつたが、（新編追加天福二年五月一日関東御教書）事實は、東国御家人全様の手続をとるものが少なくなかつた。御家人の安堵は、多くの場合地頭職安堵の形態をとるが、この地頭職その他の所職・所領の承認・安堵を目的として西国武士の鎌倉に赴くもの、創幕当初以来、その跡を絶たなかつた。

暫くこれを鎮西武士に限定しても、決して珍らしくない。まづ文治三年（一一八七）薩摩牛屎院を安堵されん為、同

院主大秦基光は、舎弟元能と共に鎌倉に見参して帰国しており、(薩藩旧記一)大隅禰寝院南俣地頭職を父重延歿後、譲り受けた建部清重は、建仁三年(一二〇三)安堵の関東下文を受けん為、遙々鎌倉に下向している。(禰寝文書九州史料叢書十一号、十二号、十八号文書(川添昭三氏編)更に清重子清綱は貞応元年(一二三二)八月、一旦は大隅守護所下文を以て、地頭職を安堵されたものゝ、関東に見参し、御家人役を勤仕すること先例なりと称し、鎌倉に赴き、貞応三年四月改めて、関東下知状を受けている。(禰寝文書二二三号)これによれば、地頭職安堵の為の鎮西御家人の鎌倉見参は、当時かなり一般化していたものと観られよう。

この後蒙古襲来以後、異国警固番役などの為、足留め策として、鎮西御家人に対し京都大番役の停止や(北条九代記)、鎌倉・京都参訴の禁等が実施されたが、しかしその後も安堵の御下文を受くる為の彼等の鎌倉参向は絶えなかつた。

元亨の頃、薩摩島津久長は、子宗久に大隅伊作莊并に日置莊などを譲与したが、関東の下文を受けている。(島津家文書五四五)これより先、弘安四年(一二八二)当の久長は父久経より同莊を譲与され、(島津家文書四九三)同八年七月三日付けで幕府の安堵状を受けているから、久経自身ないし代人が鎌倉に赴いたであろう。(島津家文書一九四)更に、先の禰寝氏が弘安後、関東下知状により安堵を受けているのにも、島津氏同様蒙古襲来後なおかゝる手続が採られていたことを示している。(禰寝文書一七三三・一七四号)かくの如く御家人たる身分維持の必要性から、西国御家人の鎌倉参向を促したが、更に訴訟が、これ以上に彼等の郷貫と鎌倉との往還を齎すに至つた。

武士にとり所領は唯一の身分并に生活の支柱であるから彼等の所領に対する執著は根強く、そこにしばしば土地を繞る係争が反覆される。今日、鎌倉時代の武家文書・莊園文書にして、かゝる関係文書の遺存するもの、極めて尠大な量に及ぶ点からしても思い半ばに過ぐるものがあるう。

訴訟はまづ訴人(原告)が管轄官庁たる幕府、六波羅府等に出向して、訴状并に証拠書類を提出することにより開始される。裁判所は、それらに就て調査を遂げた後、論人(被告)に問状を発して、陳状の提出を請求するが、この問状

中世前期に於ける西國・東國間の文化交渉とその前提（新城）

を論人の手元に遙々伝達するのは、幕府使節ではなく、当時の訴訟制度に於る当事者主義の原則に基づき、訴人自身またはその代人であつたことが注意されねばならない。次に、この問状に応じて論人は陳状を幕府機関に提出するが、この手続は論人側が採つたようである。

かくの如く訴人は、幕府機関に参向の上、論人に問状を伝達せねばならず、とくに訴人の犠牲が大であつたが、彼等の負担は単にこの程度に止どまらなかつた。例えば訴訟過程に於て論人が陳状を提出しなかつたり、または陳状内容の不備場合や口答弁論の必要な場合、幕府機関より論人に召喚状¹召文が発せられるが、この召文を論人に伝達するのもまた訴人側の責務のようである。しかし論人が一度の召文に応ずることは稀で、数度に及ぶことが通常であるから（石井良助氏「中世不動産訴訟法の研究」）その度に論人との間を往還する訴人の労苦は並々ならぬものがあつた。しかも訴訟の解決は、一般に長期間を要し、実際にはその間、幕府機関近辺に待機させられ、或は訴訟費捻出の為、又しばしば郷貫とを往還しているから、訴訟が訴人并に論人に強いる経済的・時間的犠牲は実に計り知れぬものがあり、（平山行三氏和与の研究、尚詳細は、近刊拙著「中世前期の陸上交通」に譲る）一件の訴訟を繞り関係者の交通は屢々に互つた。更に幕府の司法権は、御家人のみならず、本所・領家・雑人にまで及び、当初は幕府が殆んど一手にこれを掌握したが、承久変後六波羅探題府の成立に伴い、両者の間で、管轄区域が二分された。このうち尾張、（後、三河）美濃・加賀以西は全て六波羅府に、それ以外の東国は幕府の管轄に属した。それ故に、西国とくに鎮西は六波羅府支配下に属し、従つて訴訟によつて関係者が鎌倉に参向する必要はない筈である。しかし実状はどうであるか。暫く次表を中心に考察したい。

（鎮西関係の裁許状）

（瀬野精一郎氏作成目録より整理）

関東裁許状		六波羅裁許状		鎮西探題裁許状	
（年数）	（鎮西関係分）	（鎮西を含めた総数）	（鎮西分）	（鎮西を含めた総数）	
37 年	一五	（45）			
(1)（関東裁許状初見） 建久六—寛喜四年					

総計	(2) (六波羅裁許状初見) 貞永元年—正元元年 (六波羅探題強化)	27年	二五	(50)	二	(8)
	(3) 正元二年—弘安六年 (関東京都参訴の禁)	23年	一一	(43)		(5)
	(4) 弘安七年—永仁四年 (鎮西探題裁許状初見)	12年	一六	(51)		(3)
	(5) 永仁五年—正慶元年	34年	六	(107)		(45)
			七三	(296)	二	(61)
						二二〇

本表は、瀬野氏が多年に亘り、苦心蒐集し作成された関東・六波羅・鎮西探題府等発給機関別裁許状目録を借用して、鎮西関係分を撰別し、夫々の歴史的期間別に整理したものである。稿者の選択に若干の誤差もあるうが、大勢には影響あるまい。

六波羅府の初期の司法権は不完全でその掌るところは、主として訴訟準備手続の進行にすぎなかつた。(佐藤進一氏「幕府訴訟制度の研究」)従つてこの間、鎮西の訴訟人は関東で裁許状を得たであろう。表中の(2)が、この期間に相当するが鎮西に関する関東裁許状二十五通に対し六波羅府はわづか二通にすぎない。

次に正元元年、幕府は西国御家人の関東参訴の煩を軽減する為、六波羅府の司法権を強化した。しかし尚重要事項はその権限から除外されたので、依然幕府の下級裁判的性格は脱しなかつた。(佐藤氏前掲書)その期間は(3)に相当し、鎮西関係の関東裁許状一一通に対し、六波羅裁許状は〇でその実効の程が窺われる。

その後、蒙古襲来後幕府は鎮西御家人の足留め策の一環として彼等の関東・六波羅参訴の禁を実施した。これより鎮西探題府成立の頃までの十二年間が(4)である。この禁令がある程度履行された明証はあるが、(松浦山代文書三三三号)この間関東裁許状十六通を数え、他の何れの期間よりもその密度が高い。以て参訴の禁の効果が疑われよう。

以上の如く、承久以前はもとより六波羅探題成立後と雖も、鎌倉時代を通じ鎮西に関する六波羅裁許状はわづか二点程で鎮西探題府設立まで殆ど全て関東で解決を見ている。しかも訴訟の当事者主義よりして、この間多数の訴訟人がしばしば関東に下向、往復していることは推察に難くない。例えば建永元年大隅禰寝清重、建保の頃同清忠（禰寝文書十八号・二八号外）建長の頃、熊野山領日向高知尾莊雜掌并に地頭（田部文書）文永及び弘安六年の禰寝氏（禰寝文書七一、七九、八七号）大隅曾木氏（曾木文書）弘安年間松浦山代氏（松浦山代文書三三号）等その例であらう。

鎮西訴訟人が、遙々関東に参向することなく鎮西内で解決されるようになったのは、ようやく鎮西探題府設置以後である。表(5)はそれより幕府倒壊直前までの三十四年間分で、関東裁許状わづか六点に対し鎮西探題裁許状は二二〇点の多きに上る。こうして幕末に入り、鎮西訴訟人の東国往還はようやく激減するに至つた。

註 鎮西探題設置後の関東裁許状に就ての研究に水崎雄文君の「鎌倉幕府と裁許状」（九大卒業論文）がある。

四

莊園制下に於ては実現し難つた東国・西国間の直接交通は、かくて鎌倉幕府の成立により徐々に一路発展的傾向を辿つた。鎮西奉行府―鎮西探題府と幕府間の武士・使節・飛脚の恒常的な差遣・往還・東国武士の西国守護、地頭職等の所領拝領による彼等の西国下向ないし定著、或いは西国所職・所領と東国本貫との間の年貢物輸送と人の往来、更には西国御家人の封建的勤務と訴訟等による鎌倉参向がその主たるものである。以上は主として武士を対象としたものであるが、この外、農民の東国・西国往還も稀でなかつたものと推測される。

御家人には、幕府に対する封建的勤務のうち、被官ないし農民を関東に送り出す課役があつた。その課役とは神事その他の行事に於ける雑役である。上野新田莊には鎌倉後期幕府への課設の一に舍人用途銭が見られるが、これは恐らく新田氏に賦課された舍人人夫の夫銭化を指すものと推測される。（長樂寺文書、新田義貞根本史料参照）しかし本課役は、

東国御家人のみならず、西国御家人もまた免れなかつたようである。

薩摩御家人渋谷定心の寛元三年（一二四五）五月十一日及び建長二年（一二五〇）十月廿日の置文の中に

一、鎌倉御神事之時 舍人出立事

とあり、渋谷氏は鎌倉神事に遙々舍人を供出してゐる。この舍人の身分は渋谷氏が、領内より募つた農民と推測されるが、しかし渋谷氏の人夫^二農民は、舍人に限定されず、同置文には他にも

一、鎌倉より人夫をめさるゝ時

の一条がある。（「入来文書」所收入来院家文書八〇号・五三号）この人夫が現夫か否かは明瞭でないが、鎌倉大番役を免れた西国御家人にも、人夫を鎌倉に送付する若干の関東御公事が残されていたのである。

かゝる課役は通常関東御公事課役などと呼ばれ、用途を徴せられる場合が少なくない。建治三年（一二七七）頃、幕府御所造管用途二百五十余貫文が薩摩島津久経に課され（島津家文書二〇〇）ているが、幕末薩摩伊作莊にも、地頭伊作氏が関東御公事課役として將軍御所用途を挙げている点よりすれば、本課役は必らずしも一時的な課役ではなかつたようである。（島津家文書五五〇外）さらに弘安前後島津久経（比志島文書）、同じく同国谷山郡司等が伊豆山湯山用途を負担している。（山田文書二七『鹿兒島県史料集』Ⅴ）かゝる用途が農民その他によつて届けられたに相違ない。

こうして西国農民の鎌倉行旅も絶無ではなかつた。西国農民が御家人、地頭より往々坂東夫ないし鎌倉夫なる夫役を徴せられている事実は、西国農民の鎌倉行旅の実態把握に一步接近せしむるものがある。

農民に鎌倉夫を課された例としては、若狭に比較的多い。承元元年頃の若狭国富莊（壬生文書）同太良莊（東寺百合文書ア一十二）更には神護寺領同国西津片莊内汲部・多島両浦がある。（秦文書）

畿内以西の西国の例としては、まず松尾社領丹波雀部莊が挙げられる。嘉禎四年（一二三八）の頃、同莊雜掌覚秀と地頭大宅光信の相論に於て、雜掌は鎌倉初頭梶原景時地頭時代には、一切の夫役がなかつたが、当地頭入部以来初

中世前期に於ける西国・東国間の文化交流とその前提（新城）

めて、坂東夫二人を一年役として徴課されたと訴えている。（松尾月詠社文書）更に高野山領備後太田荘がある。本莊地頭は、評定衆その他の重職に携る三善氏である。建保五年（一二二七）同莊太田方二人・桑原方二人の関東人夫役を賦課したが、その後領家と地頭側との間に争論が起り、正員地頭の鎌倉下向には、この四人を超えて或いは八人、或いは十人を相具すと預所が難じているが、しかし幕府は預所の抗議を退け、地頭の所課を追認した。更に鎌倉夫は海を越えて九州大隅にも求められる。大隅禰寝院を領する禰寝氏一族の間に正元の頃、同院佐多村所務条々御公事に ついて争論が行われたが、更に正嘉二年禰寝氏一族大隅御家人佐多宗親と親綱との間に、和与が成立した。その中に、宗親が、同院大淀浦に懸くべき七ヶ条の公事を挙げているが、それは轍三味供・安居布・大祓などの外、守護所御琬飯用途・同借屋造及び同鎌倉長夫等である。時の大隅守護は北条氏一門名越氏で鎌倉に常住していた。最後の同鎌倉長夫とは守護より徴課された鎌倉長夫と解される。その内容が鎌倉の名越邸の勤務か、又は守護名越氏の幕府に対する何らかの封建勤務に附随して、鎌倉に呼び寄せられたものか明らかではないが、ともかくも鎌倉夫の最遠隔の例として注目される。（禰寝文書六一号）

以上の如く西国農民が、坂東夫・鎌倉夫として関東・鎌倉へ交通を余儀なくされたが、それらの徴課者たる地頭は北条氏・三善氏・名越氏その他の有力な東国武士に限られている。太田荘の如き現夫であること明瞭であるが、むしろ夫錢化されている場合が多い。従つて鎌倉夫・坂東夫等の名目による西国農民の交通量を過大に評価することは出来ない。（詳細は近刊拙著「中世前期の陸上交通」）しかし乍ら、先述の如く西国武士や西国荘園雑掌等が訴訟の為に鎌倉に遙々赴いているが、その際若干の農民を夫役として随従させるのが通例であろう。更に西国所領と東国本貫との間に年貢輸送等を繞る若干の人の往還も考慮されねばならない。こうした雑多な要因に基づき西国農民の幾ばくかが東国に赴いていることは否定されない。夫役という地頭・領主等の強制の鞭の下ではあつたが、西国農民は、かつて彼等の祖先の体験しない新しい東国社会に足跡を印し、見聞を拓めるに至つたのである。

五

以上の如く東国・西国間の交通の展開、東国武士の西国移動・移住により、西国民衆は始めて東国武士に接触し、交渉をもつのであるが、彼等の眼に映じた東国武士の姿とは如何なるものであろうか。著名な田植草紙を介してその一面を考察して見たい。

室町期から江戸期にかけての古い田植歌が現在各地に残存しているが、とくに中国地方に集中的に見られるのが注目されている。この中国地方の田植歌は山間部を中心として東は備後、出雲から西は安芸・石見に跨り、さらにその周辺や四国伊予の一部に互るが、東部（備後、出雲）と西部（安芸、石見）とでは歌の詞章、旋律に於てかなりの経庭がある。その数ある田植歌中文学的価値の最も高く、それ故に早くから周知されているものに、広島県山県郡新庄村の田植草紙がある。これは数十の節から成る長文のもので、その内容も豊かであるが、その特徴の一つとして挙げられるのは京都への強い憧憬と共に、坂東武士への讃美が謳われている点である。

例えば

はんとうとの原は弓は上手なるもの

そらたつ鳥をいておいたり

さても上手やそらもふつるをおといた

わかいとのこかけ鳥いたるゆみ手は

さてもいたのふ見ことや弓のすかたは

（岩波日本古典文学大系、中世近世歌謡集）

空かける鶴を一瞬の間に射落す若い坂東武士のりゝしさをほればれと描いている。その外坂東武士への慕情をうた

中世前期に於ける西国・東国間の文化交流とその前提（新城）

つた次の一節等もまた田植草紙中の庄巻の一つに数えられよう。

しけとうまいたる弓のふりをしてな

はんとうとの原のかたにかゝらせばやな

弓のふりしてはんとふとのごにほれたよ

なにといふてもおもうによらぬわかみや

いつくしいはばんとうとのこのすかたよ（同上本）

と、坂東武士に恋心を抱いた娘が、思うに委せぬ我身を弓になつて坂東殿御の手に触れたいと切々と懇えている。

この田植草紙の制作年代に関する学説はまち／＼であるが、室町中期以前であることには大体一致している。^(註)しかしこのように讃美され憧憬の的となる坂東武士は決して室町期のそれではなく、前代の鎌倉武士に相違なく、従つて少なくともこの関係詞章の成立ないしその母型の発生は、鎌倉時代に迄さか上るものと私には考えられるのである。

坂東武士へのかゝる賞讃が如何にして、歌詞の中に織り込まれたのであろうか。東国・西国とを往還する行きずりの坂東武士に魅せられたものであろうか。または単に遠い東国の風聞を基にして制作されたものであろうか。現在の学界は未だこれに解答を与えていないが、坂東武士の交通・往来・移動がかなり一般的に行われている点よりして、遙かなる東国の風聞によるよりは、坂東武士との何らかの接触を基因とする公算がより高いのではなからうか。

更に一步進んで、その成立は、坂東武士の西国移住に伴う一つの所産ではないかとの推測が立てられる。この田植草紙が古来今に至る迄尚神事に謳われているのは、先述の如く広島県山県郡大朝町新庄である。さて数多い中国地方の田植歌の発生場所は、同種の歌が中国地方にのみ散在する事実や、更には京都への海路を西より数えている点などより推して他地方からの移植ではなくして、中国地方に発生・成長したものと考えられている。

この田植草紙の発祥地も新庄村またはその近傍とするならば、こゝに興味あることは、この新庄村こそ吉川氏の居地

大朝新庄とその所を大体等しくする点である。吉川氏は駿河入江莊吉河邑を本貫とする典型的な東国御家人であつて、三代朝経が播磨国福井莊の地頭職に補され、四代経光が安芸山県郡大朝本庄の地頭職を兼ね、正和五年（一二二六）惣領経高こゝに移住し、城を寒曳山南方の丘上に築城した外、庶子等もまた播磨、石見などに分散・繁衍した。（吉川家文書）この大朝本庄の外に吉川氏一族は大朝新庄にも居城したことは明らかである。『吉川家文書』の応安五年六月吉川経見軍忠状によれば、その冒頭に安芸国大朝新庄地頭吉河駿河守軍忠事……とあり、吉川経見は大朝新庄地頭で、かつここに在地していたのである。

本田植草紙の成立とこの附近が坂東武士吉川氏の所領であり、やがて多勢の坂東武士が集団的に居住するに至つた歴史的事実とは無縁であらうか。何れとも断定はし兼ねる。しかしこれは兎も角も東国武士と西国民衆との何らかの接触による一つの文化遺産であり、かつ西国民衆の武士観の一面を覗かせるものとして興味深い。

しかし乍ら東国武士が西国民衆にとり、常にこのような畏敬と思慕とを以て迎えられたと解するのは明らかに皮相な觀察である。関東の使者その外公用旅行者には沿道の農民は、馬、人夫等を駆り出される場合が少なくなかつた。（拙稿「中世の駅制」史淵九十四号）又東国武士は、地頭職その他の所職・所領を領して現地に新たな収奪者として臨んだのであり、東国武士の侵入は西国民衆にとり一般的に歓迎さるべきものでなかつたことは言う迄もなからう。

註 田植草紙の成立・分布等に就いては浅野健二氏『中世の歌謡』及び雑誌「田植唄研究」の諸論文による

六

以上の如く、古代以来莊園制下を通じ畿内の厚い壁を隔て、絶縁的な二つの別個の世界を形成していた西国と東国とは、こゝに鎌倉幕府の成立を起因とする東西武士・農民の交通により直接結合され、東・西両国世界の対立は漸次薄らぎ、日本の歴史はようやく一帯的な舞台の上に展開されつゝあつた。

中世前期に於ける西国・東国間の文化交流とその前提（新城）

このように東西両国の閉鎖的な対立が解消し、両者間に経済的交流が発生し、人の交通の発展に伴い当然こゝに文化の交流が生ずる。

近代以前の文化の運搬者は、人自体であり、人をおいて外にない。人の交通が有形・無形の文化財を意識の有無に拘らず、輸送し、伝播する。従来、西国・東国の絶縁関係により、夫々の文化は一旦畿内に滞留して、それより徐々に相互に浸潤しつゝあつたであらう。狭義には文化の発祥地は畿内と外国文化の移入口北九州である。

北九州に上陸せる外来文化は、従来京都に直行し、それより東国に漸次拡散されるのが通例である。しかるに中世に入り、鎌倉幕府の成立と東国武士の西国往還により、西国文化ないし外来文化は畿内を飛び超えて鎌倉へ直送される傾向がたかまる。禅宗の発達は、その典型的例証であつて、鎌倉の禅宗は京都禅宗に先んじて発展する。仏教や文化一般の擁護者が既に京都貴族の手から武家の手に移行しつゝあつたからである。外来宗教禅宗の鎌倉に於ける発展は、西国・東国間の直接的文化接触・交渉の一面を物語るものである。

従来文化的低地帯たる東国は一方的に文化を摂取する受動的立場にあつたが、鎌倉幕府の西国への政治的影響、人々の不断の往還、東国武士の移住等により、東国的文化が次第に西国に齎らされるに至つた。

まづ、鎌倉時代、東国武士の間に、盛んなものに和歌があつたが、この風は九州有力武士の間にも漸次及んだに相違ない。しかし、その実態の一端が把握されるのはようやく鎌倉末に入つてからである。

すなわち頼阿・兼好・慶運と共に和歌四天王の一人に数えられ、かつ二条家の学統をつぐ浄弁の九州下向は彼等九州武士の要請に応じたものに外ならない。その九州滞在期間を井上宗雄氏は、嘉暦二年五月から元徳二年七月までの三年間と推定している。この間の彼の活動は、目覚しいものがあつたらしく、鎮西探題北条英時及び豊前・豊後守護大友貞宗に三代集を伝授し、同行の越前房運尋が度々詠手を勤仕している。かゝる結果に基づくものであらう。浄弁周辺の人々の編と考えられる『臨永集』には九州武士の歌の多くが収録されている。則ち前掲北条英時八首、その姉妹に同

じく八首、大友貞宗六首、島津忠秀四首の外、鎮西評定衆大友庶流戸次貞直、宗像大官司宗像氏長等の歌が収められている。このうち、大友貞宗はこの後、建武新政権の誕生と共に武者所に入り勅撰集の作者となつた。

更に、この臨永集とはど時を同じくして淨弁によつて『松花和歌集』が撰せられた。そして『臨永集』の如く、その中には、鎮西探題北条英時の外、二番引付頭人少貳貞経、三番引付頭人渋谷重棟の外、先の英時姉妹の一首も収められている。（以上井上宗雄氏鎌倉末南北朝初頭歌壇における動向「立教大学日本文学」十一号及び島津忠夫氏松花和歌集続版

「和歌文学研究」十四号、これら論稿の利用は川添昭二氏の示教による）

このように、幕末期に入り九州有力武士の間に和歌が拡まつたが、しかしこれは武家社会を超えて、一般社会に影響を及ぼす文化ではなかつた。この意味で東国文化の流入として高く評価できない。しかし乍ら武士等の手によつて運ばれ乍らやがて夫々の地域に根を下し、やがて一般民衆の間にも受容され、影響を及ぼす幾多の文化があつた。

まづ宗教・信仰の伝播が考慮される。人の移住に際してその人のもつ信仰・宗教は必ず新たな天地に随伴され、定著せしめられる。すなわち人々はその把持する信仰と共に移動し、信仰の客体たる神仏を奉祀する。それは神社の勧請、仏寺の建立となつて具象化される。

今日数万を数える神社・神祠の建立・勧請の起源は難多であり、これを勧請の主体から分類しても数種が挙げられる。そのうち貴族、国司の地方著任や流人等の移動による勧請や、その所領に関係神社を奉祀する例が少なくない。

（詳細は拙著『社寺参詣の社会経済史的研究』第二章第一節）

中世東国武士の有する西国所領や、庶子、又は惣領の西国移住に伴い、彼等の把持する神、彼等の本貫地に奉祀された神は、またこの新たなる分領地で勧請されるであろう。それならば東国武士の信仰する神々は何であろうか。武士団の閉鎖的な氏神である地方神も多つたが、既に彼等は狭い氏神信仰を超えて有力な中央神への信仰を受容しつつあつた。その中央神として劈頭に挙げられるものには、彼等の封建的主君である鎌倉殿源氏の氏神であり、かつ武神

である八幡神と古代末以来、東国武家社会にその信仰の広汎に滲透した熊野神又は武神諏訪神などであろう。

しかるに東国御家人の有する西国所領ないしその移住地にこの八幡神と熊野神を祀るもの少なくないのが注目される。例えば、武蔵武士熊谷氏が地頭職を有し、やがて惣領の下向する安芸三入荘には、嘉禎の頃、八幡神の外若王子宮・新宮などの熊野系の神社が祀られ、（熊谷文書 相模三浦氏の周防楊井本荘にも早くから八幡宮と共に、熊野社が見られた。（三浦文書）また、山内首藤氏の備後地氐荘には、天満宮の外、八幡宮・若王子宮が奉祀されており、（山内首藤文書）小早川氏の安芸沼田荘にも、仁治二年（一二四一）以前より熊野社が鎮坐していた。（小早川文書）

以上は、中国地方のみであり、私の調査は未だ四国・九州への西遷武士の所領には及んでいない。しかしある程度の趨勢は、これによつて推し測られよう。

しかし乍ら、以上の八幡神・熊野神の勧請由来は何れも不詳であり、中には東国武士との関係以前の鎮坐もあろう。しかし中国地方への移住武士を代表するこれら有力武士の所領に、共通的に八幡神・熊野神を見るのは単に偶然として一蹴し去り得るであらうか。先述の如く、人の移住と共に神の移動するのが通態である点より推して、これらの神々の勧請の主体が大方武士であると解して大きな誤りはないであらう。八幡神・熊野神等東国武士に関係深い神々の外東国の神々の西進も考慮される。その一つは諏訪信仰である。諏訪社は、既に「梁塵秘抄」に

せきよりひむかしのいくさがみかんとりすはのみや

とあり、早くより鹿島・香取と並ぶ東国の武神として著聞されていた。この関係より幕府もいたくこれを崇敬し、次第に輩下御家人の信仰を享くるに至つた。（拙稿「中世の信濃」史学雑誌五七ノ三、四）

やがて東国・西国間の交通、東国武士の移住等に伴い諏訪信仰もまた八幡神や熊野神などと共に西遷したであろうし、八幡神や熊野神と異なり中世以前の西国伝播の可能性は薄いと思われる。永仁年間筑前生松原に熊野神を勧請した筑後の一武士が、起請文中に諏訪神を掲示しているのもその一例であろう。（長沼賢海氏所蔵文書）しかしより注目

されるのは、西遷武士の本拠に諏訪神の鎮坐する例の稀でないことである。

薩摩島津庄内薩摩方伊作庄井に同日置北郷の領家は一乘院、地頭は島津氏庶家伊作氏であつたが、伊作氏は諏訪社を祀っている。元亨四年、伊作荘の下地中分が行われ、伊与倉河を堺として河北を領家側、河南を地頭側の一円支配地と定めた。しかるに領家方の庄井にその祭神が地頭側の河南となり、反対に諏訪大明神は、地頭所と同被官住屋等と共に領家方の河北にあるため、明年二月を期限として、相互に移転することゝなつた。（島津家文書五五〇）諏訪神が伊作氏の居所と共にあり、同氏にとり如何に重要な祭神であるか窺われるが、伊作氏が信濃に關係深い島津氏の庶家である点より、伊作氏の勧請にかゝることはまづ間違ひあるまい。その外西遷、東国武士の本拠に諏訪神が勧請され今に鎮坐する例としては島津氏の居所薩摩山門院木牟礼城や、筑前麻生氏の本拠筑前遠賀郡枝光等（^注）に明らかであるが、その他にも少なくないであろう。

その外、西遷武士は神信仰全様仏教信仰もそのまゝ保持し菩提寺を建立するのが通態であろう。遠江相良荘を本貫とする相良長頼は、建久九年（一一九八）肥後球磨郡地頭職を拝領しやがて人吉荘に入部した。（相良文書）その後彼は相良家の菩提寺として願成寺を人吉に創建したが、長頼の弟で同じく肥後玉名郡山北荘を拝領した頼平もまた大護山真言院西安寺を建立した。（矢崎美盛氏「様式の美学」）かくの如き西遷武士の菩提寺建立は神社勧請と共に共通の現象である。

更に鎌倉時代に新仏教が開創されたが、その地方発展が地方武士の手に俟つ処が多大であることは、宗派を問わず明白な事実である。日蓮を身延山に招いた地頭波木井実長と、同じく道元を招聘して、永平寺を開かした越前志比莊地頭波多野義重等はその双璧である。鎌倉新仏教が主として地方武士の助援により発展したことは疑ないが、臨済・曹洞の二宗に就ては、鈴木泰山氏の「禅宗の地方発展」に詳しい。更に寺院の建立の外仏像の本願・寄進者も多く武士であつた。かゝる現象は東国・西国を問わず同一であるが、東国からの西遷武士が全般的に優越する九州に於て

は、仏教の地方発展に尽した東国武士の比重は相対的に高いものがあろう。現在それを明らかにする事は困難であるが、禅宗に就ては、多少触れ得よう。すなわち鎮西の臨濟禅は早くも栄西と共に島津忠久によつて薩摩に南下し、威応寺が開かれたと伝えられるが、元亨三年（一三二三）島津貞久同寺を再興し、次代に於ける南九州臨濟禅飛躍の基礎を築いた。更に曹洞禅の薩摩への発展は、市来氏により、先鞭をつけられ島津氏によつて継承された。（鈴木泰山氏「禅宗の地方発展」四二六・七頁）

信仰の移動は神社の勧請、寺院の建立という具体的事実によつて把握し得るが、一般には、文化は具象性を欠くから、その移動・定著の実態は容易に理解し難い。しかし鎌倉時代の上記の交通圏の拡大から、信仰以外にももろもろの東国文化が西遷したことは事実である。東国武士の西国移住に際しても、大友・熊谷・山内氏その他の殆んど全てが、あく迄も本貫名をそのまゝ名乗り、東国武士としての誇りを把持しつづけた。この様な守旧性と東国への断ち難き愛著・郷愁感からしても、彼等が従来東国風の文化様式を愛することなく依然持ち続けたことは、察するに難くない。

相良長頼が人吉に菩提寺願成寺を創建したが、開祖には本貫遠州常福寺の僧を迎えた外、その金堂は、鎌倉長勝寿院大御堂に模して造営されたと伝えられることが想起される。（矢崎美盛氏「様式の美学」）

恐らくもろ／＼の生活慣習・言語などの生活文化が彼等の移動と共に、その行を共にし、移植されたであろう。更にそれはいつ迄も武士一族内部に滞留することなく、その周辺社会にも、徐々にその影響を及ぼしたのであろう。

先掲の広島県山県郡大朝新庄の「田植草紙」の中に、坂東方言が認められるという（日本歌謡集成巻五、高野辰之氏解説）。しかもこの新庄が東国御家人吉川一族とその所を同じくする点からも、それが事実とすれば、武士により運ばれた東国方言が民衆の間にも理解され、使用された可能性も考えられよう。従来文化は、一方的に西から東に移動した。しかるに鎌倉幕府の成立に基づく東西両国間の交通の発展に伴い、東国文化の西国伝播が始つた。それは風俗・

慣習・言語・生活様式・信仰など、広義の文化に生活文化を主としたものであつたが、東国風のもものが畿内を超えて西国に伝播しつゝあつたことは否定されない。こゝに東国と西国との文化交流が見られ、日本文化の地域的平均化が極めて緩慢ながら一步步々進行しつゝあつたと観られよう。

(註一) 島津氏に就ては郡山良光氏の、麻生氏に就ては恵良宏君の示教に負う。

(註二) 郡山良光氏によれば、島津氏の本牟礼の屋敷跡は長さ一町位の長方形をなすという。武藏武士のそれもほぼその程度である。(埼玉県史三) 今後の研究に俟つ。

七

鎌倉時代の地方文化の担い手が地方武士であり、彼等の歴代居所に居館と共に被官住宅が設けられ、神社が勧請され、菩提寺が建立され、それは地方行政・経済上の一小中心地としての外、時には文化的景観を集中的に具現する。これら地方武士の居館周辺には、今日なお文化的遺産を豊富に遺存するものまゝ見出される。金沢氏の金沢文庫は、その最も著名なものであるが、北条氏一門塩田氏が信濃小県郡塩田地方に築いた塩田文化もまた、その隠れたものゝ一つである。(拙稿「中世の信濃」史学雑誌五七ノ三・四) かゝる例は九州の有力武士にも少なくないであろうが、肥後相良氏の「人吉文化」はその代表的なものであろう。

遠江相良を本貫とする相良氏が、肥後人吉荘地頭職を拝領して、この地に移住し、嫡庶共に菩提寺を建立したことは既述したが、こゝに同氏の手により一群の石塔文化が形成されたことである。

則ち熊本県球磨郡湯前村字東方辻(但昭和十七年頃の地名)の城泉寺阿弥陀堂前庭に、二柱の石塔婆がある。共に寛喜二年(一二三〇)で、一つは九重塔、他は七重塔である。更に、同所より移されたものに八代市米知徳氏(昭和十七年当時)所有にかゝる十三重塔があり、同じく寛喜二年の製作にかゝる。その外相良頼平の建立せる前掲山北荘西

中世前期に於ける西国・東国間の文化交流とその前提（新城）

安寺の境域にもまた正嘉元年（一二五七）等の数基の石塔婆が造立された。

これら一群の石塔婆は他に類を見ない独特の様式を共通に具えまさに「人吉様式」とも称されるものである。その芸術的価値は美術史家により極めて高く評価され、大体時を同じくする奈良般若寺十三重石塔や宇治川の中島に立つ十三重塔を凌ぐものとしている。

この石塔建立の中心人物、すなわち大旦那は沙弥淨心であるが、淨心は矢崎美盛氏推定の如く、長頼弟頼平法名淨信その人であろう。則ち相良氏により、この一群の石塔文化が現出したのである。

しからば、この「人吉様式」の原型は、奈辺に求められるであろうか。矢崎氏は京都、または鎌倉には認められず、本貫遠江相良との関係も明瞭でないとしている。（以上同氏様式の美学に本書の利用は谷口鉄二氏の教示に負う）しかし、たといそれが東国と無縁の文化形態をとるとしても、東国武士相良氏一族の築きあげた独自の文化であり、彼等の西遷なくば現出し得ない文化とするならば、これ亦、東国文化の一種の西遷と解釈することも許容されるであろう。

結

古代律令制度并に荘園制度の京都を中心とする一元的交通にあつては、西国と東国との関係・交渉は極めて疎遠・稀薄で、いわば畿内を中間地帯として、その両側の西国・東国は無縁の世界の竝立であつた。しかるに東国政権の成立により、交通界は二元化され、西国・東国間の交渉・交通は徐々に発展し、そこに文化の交流が齎らされた。とくに東国武士の往還・移住の卓越せる九州にあつては、東国文化の影響は卓越したものと解される。

南北朝期以降、政権の中枢が京都に戻るに伴い、再び交通の一元的傾向が促されたが、しかし遠隔商品流通の発展がこれをカバーし、西国・東国間の交流は更に進展するに至つたのである。